

香美市移動通信用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和8年8月4日

香美市長 依光 晃一郎

香美市条例第32号

香美市移動通信用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

香美市移動通信用施設の設置及び管理に関する条例（平成18年香美市条例第12号）
の一部を次のように改正する。

第3条中「香美市香北町永瀬字コヤトコ877番地1」を「香美市香北町永瀬字コヤト
コ877番地6」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。